

| | | | |
|---|---|-----------|--|
| | | 経済環境常任委員会 | |
| 令和3年6月7日受理 | | 請 第 25 号 | |
| 件 名 | 「地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書」の提出を求める請願 | | |
| 紹 介 議 員 | 提 出 者 住 所 氏 名 | | |
| 藤 川 隆 夫 池 田 和 貴 内 野 幸 喜 橋 口 海 平 | | | |
| <p>(要 旨)</p> <p>国民生活の安定の基礎を担っている地方消費者行政を安定的に推進させるために国が交付金等の財政措置を継続的に講ずるよう、国会及び政府に対して、意見書を提出されるよう請願する。</p> <p>(理 由)</p> <p>消費者トラブルに係る苦情相談が全国的に大幅に増加し高止まりしている状況を踏まえ、地方消費者行政の抜本的な強化を図ることが必要であるとして、地方消費者行政活性化交付金が措置されるとともに、平成21年9月の消費者庁及び消費者委員会設置法の施行とともに消費者安全法が施行され、消費生活センターが法的に位置づけられるなど、地方消費者行政を含む我が国の消費者行政は大きくステップアップしてきた。</p> <p>その後、平成26年度から、地方消費者行政推進交付金が措置され、その際に、地方公共団体が交付金を活用できる年限が区切られるという新たな課題が発生したが、地方公共団体が消費者行政を推進するために必要な額の交付金は確保されてきた。</p> <p>地方公共団体は財政措置を活用して消費生活相談等の基盤整備を行い、相談体制の充実や、消費者安全法に基づく消費者安全確保地域協議会の設置など新たな取組を推進し始めたところであったが、現在、地方消費者行政は、後退の岐路に立たされている。</p> <p>消費者庁が地方消費者行政に対して措置する交付金の額は、消費者庁創設時に比べ大きく減額され、それにより地方公共団体は消費者行政を推進するために必要とする交付金額を確保できず、事業を廃止ないしは縮小しなければならないという事態が発生している。</p> <p>また、平成30年度に当該交付金が地方消費者行政強化交付金に変更された際に、その予算が減額となり、活用できるメニューが限定されたため、地域の実情に合わせた活用に困難が生じていると聞き及んでいる。さらに、当該交付金の活用について、基本的に平成29年度を新規立ち上げの最終年度としており、以降の新規の取組は認めず、活用期限に到達した事業から順次、交付金は終了するとしており、熊本県及び管内市町村においても、順次、事業の見直しや中止をせざるを得ない状況になっているとも聞き及んでいる。</p> <p>また、国は、地方交付税の基準財政需要額を理由に自主財源化を求めているが、財政状況が厳しい地方公共団体において、基準財政需要額がそのまま活用できるものではない。</p> <p>住民一人ひとりの消費生活相談を、社会に対するパブリックコメントとして捉えて、社会の問題点を消費者の視点から改善することは、国民生活の安定の基礎づくりに必要不可欠であり、国民生活の安定の基礎を担っている地方消費者行政を安定的に推進させるため、国会及び政府に対して地方自治法第99条により、「地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書」を提出されるよう請願する。</p> | | | |